

輸出通関事務処理体制について

蔵関第 241 号
平成 12 年 3 月 31 日
改正 財関第 4 号
平成 13 年 1 月 6 日
改正 財関第 253 号
平成 14 年 3 月 31 日
改正 財関第 228 号
平成 15 年 3 月 6 日
改正 財関第 326 号
平成 16 年 3 月 26 日
改正 財関第 794 号
平成 18 年 6 月 30 日
改正 財関第 420 号
平成 19 年 3 月 31 日
改正 財関第 893 号
平成 19 年 6 月 29 日
改正 財関第 1413 号
平成 20 年 12 月 2 日
改正 財関第 163 号
平成 22 年 2 月 17 日
改正 財関第 615 号
平成 24 年 6 月 15 日

輸出通関事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。

記

第 1 基本的な審査方法等

I 審査方式

輸出申告書（積戻し申告書を含む。以下「申告書」という。）の審査は、「重点審査」、「一般審査」及び「簡易審査」の 3 方式とする。

II 受付管理事務

1 申告書及び仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類が担当部門に提出された際には、通関担当統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書

に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数並びに添付書類の有無を確認の上、次の事務を行う。

イ 重点審査扱い、一般審査扱い又は簡易審査扱いの決定

ロ 貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出申告についての適正な審査を行うため、輸出申告に係る貨物について行う確認をいう。以下同じ。）の要否の決定

ハ 審査（貨物確認）ポイントの指示

ニ 各審査担当者への申告書等の配付

2 受付管理事務のうち、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数並びに必要な添付書類の有無等形式要件の確認は、税関の事情により同一職員が行っても差し支えない。

III 審査事務

1 審査方法

(1) 申告書等の配付を受けた審査担当者は、統括官等が指示したポイントを踏まえるとともに、必要申告事項並びに必要添付書類の有無及びその有効期限等に関する審査を行った後、関税等の減免戻税条件の具備、他法令による輸出規制、統計品目分類、数量・価格等に関する疑義の発見と解明を中心として審査を行う。

(2) 輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。）別表第 1 及び別表第 2 の該非判定が困難なものについては、統括官等を通じて特別審査官に該非の判定を依頼することとし、特別審査官においても該非の判定が困難なものについては、原則として、特別審査官が経済産業省に該非の判定を照会する。

(3) 統括官等が各種情報等を総合的に勘案し抽出した申告及び輸出令別表第 1 又は別表第 2 の該非に疑義がある貨物に係る申告は重点審査とし、前記(1)及び(2)に準じて審査を行うほか、必要に応じ通関情報総合判定システム、各種資料・情報を活用し深度ある審査を行うものとする。

2 審査実施上の留意事項

(1) 審査担当者は、審査の過程において問題が複雑又は困難なため審査終了までに長時間を要すると認められる場合、一般審査扱いとして配付を受けたものについて申告内容等から重点審査を行う必要があると認められるものの場合、貨物確認を実施しないものについて貨物確認を行う必要があると認められる場合及び貨物確認方法等を変更する必要があると認められる場合等には、その旨を統括官等に報告するものとする。

(2) 上記(1)の報告を受けた統括官等は、その処理方法について適切な指示を行うものとする。

第 2 貨物確認事務等

- 1 他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出申告についての適正な審査を行うため、輸出申告に係る貨物と申告内容との同一性の確認等必要な貨物確認を十分に行うものとする。
- 2 税関検査場へ貨物を搬入させることが物理的に困難又は不適当な場合、蔵置場所において貨物の蔵置状況を全体的に把握の上確認する貨物の指定を行う必要がある場合その他確認すべき貨物の設置場所において貨物確認を行うことが適切であると認められる場合には、当該貨物の設置場所において貨物確認を行う。
- 3 税関検査場へ貨物を搬入させることが容易であり、かつ、税関検査場で貨物確認を行うことによって支障なくその目的を達せられる場合には、税関検査場において貨物確認を行う。
- 4 少量の見本の確認（以下「見本確認」という。）によって支障なく貨物確認の目的を達せられる場合には、見本確認を活用することとする。
- 5 統括官等は、関税法基本通達67-1-8（検査貨物の指定等）の規定に基づいて貨物確認を行う貨物の指定を行うものとし、指定に当たっては貨物確認を行う職員に対して貨物確認のポイント及び要領を的確に指示することとする。
- 6 貨物確認を実施するに当たっては、輸出者又は通関業者の立会いを求ることとする。